

## 平成26年第2回砂川市議会定例会

平成26年6月9日（月曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
  - 議事日程報告
  - 議長諸般報告
  - 表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 線越明許費の線越しについて
- 日程第 6 議案第 3号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 12号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
  - 議案第 4号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
  - 議案第 5号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
  - 議案第 6号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
  - 議案第 7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
  - 議案第 8号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
  - 議案第 9号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
  - 議案第 10号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
  - 議案第 11号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
  - 議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算
  - 議案第 2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
  - 土田 政己議員
  - 増井 浩一議員
- 議事日程報告
- 議長諸般報告

表彰伝達

日程第 2 会期の決定

自 6月 9日  
至 6月11日 3日間

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて

日程第 6 議案第 3号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第 4号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 5号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 6号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 8号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 9号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 10号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 11号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算

[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議長 東 英 男 君

議員 一ノ瀬 弘 昭 君

増 井 浩 一 君

多比良 和 伸 君

小 黒 弘 君

尾 崎 静 夫 君

辻 勲 君

副議長 飯 澤 明 彦 君

議員 増 山 裕 司 君

水 島 美喜子 君

土 田 政 己 君

北 谷 文 夫 君

沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 善 岡 雅 文

砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂川市監査委員	奥 山 昭 子
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長兼 会計管理者	湯 浅 克 己
市民部長	高 橋 豊 進
経済部長	佐 藤 進
経済部審議監	田 伏 清 巳
建設部長	古 木 信 繁
建設部技監	山 梨 政 己
病院事務局長	氏 家 実
総務課長	安 田 貢
政策調整課長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	佐 藤 進
-----------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐々木 純 人
事 務 局 係 長	杉 村 有 美

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成26年第2回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定により、土田政己議員及び増井浩一議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、第90回全国市議会議長会の定期総会において、同会表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

○議会事務局長 河端一寿君 今回受章されました方のお名前を申し上げますので、質問席の前までお進み願います。

特別表彰、議員35年以上、北谷文夫議員。

一般表彰、議員15年以上、辻勲議員。

〔表彰伝達〕

以上で表彰の伝達を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

2 ページ、総務部市長公室課の関係では、3 点目の砂川市防災会議について、3 月 2 4 日、防災会議を開催し、砂川市地域防災計画・砂川市水防計画を審議した結果、両計画が作成されたところであります。また、砂川市地域防災計画・砂川市水防計画については、ホームページや情報公開コーナーにおいて公表したほか、広報すながわ 5 月 1 5 日号で修正内容等の周知を行ったところであります。

次に、3 ページ、政策調整課の関係では、3 点目の砂川市第 6 期総合計画第 2 次実施計画の策定について、3 月 3 1 日、本市の目指す「安心して心豊かに いきいき輝くまち」の実現に向け、砂川市第 6 期総合計画で示した基本施策の目標及び基本事業の狙いに基づき、総合的、経済的かつ計画的な事業の推進を図るため、平成 2 6 年度から 2 8 年度に実施すべき事業を具体的に示した砂川市第 6 期総合計画第 2 次実施計画を策定したところであります。

次に、4 点目の砂川市生活交通ネットワーク計画策定に向けた取り組みについて、(1)、砂川市地域公共交通会議では、3 月 2 7 日に平成 2 5 年度第 7 回会議を開催し、平成 2 5 年度補正予算(案)、砂川市生活交通ネットワーク計画素案について協議し、承認されたところであります。また、4 月 2 5 日には平成 2 6 年度第 1 回会議を開催し、平成 2 6 年度予算(案)、平成 2 6 年度実証調査運行実施計画(案)について協議し、承認されたところであります。

(2)、パブリックコメントでは、5 月 1 日から 5 月 2 0 日まで砂川市生活交通ネットワーク計画素案に対するパブリックコメントを実施したところ、該当する意見はなかったところであります。

次に、9 ページ、市民部介護福祉課の関係では、2 点目の砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会について、5 月 2 9 日に第 1 回協議会を開催し、第 6 期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定等について協議したところであります。

次に、1 1 ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2 点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5 月 2 9 日・3 0 日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を実施したところであります。実施区間は、国道 1 2 号北 5 丁目から南 1 2 丁目までの総延長 2, 3 0 0 メートル、植樹柵は 2 4 8 柵、花種はマリーゴールド 5, 5 2 0 株、柵管理者は地元商店主等の 2 0 7 人であります。

次に、3 点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、6 月 2 日・3 日の両日、中心市街地活性化事業に基づく中心市街地回遊事業の一環として、JR 砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地元の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて、植樹柵に植花やプランターを設置したところであります。実施区間は、道道砂川停車場線、北 2 丁目線、南 1 丁目線で総延長 3 0 0 メートル、植樹柵は 3 7 柵、花種は

マリーゴールド1, 320株、サルビア1, 320株、柎管理者は地元商店主等の28人  
であります。

次に、13ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、融雪後の  
好天により各農作物の作業は順調に進み、水稻は活着も良好で順調に生育しているところ  
であります。また、タマネギについては、移植後に降雨が少なかったため活着が緩慢とな  
り、生育が停滞しましたが、5月16日の降雨により回復したところであります。

次に、17ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まい  
る助成金について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)、永く  
住まいる住宅改修助成事業は3件、69万5,000円、(2)、まちなか住まいる等住  
宅建設又は購入助成事業は7件、308万3,000円、(3)、高齢者等安心住まいる  
住宅改修助成事業は3件、44万1,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、19ページ、市立病院の関係では、1点目の経営形態の移行について、4月1日  
より病院経営及び医療現場に精通した病院事業管理者を設置し、今般の目まぐるしく変わ  
る医療情勢に迅速かつ効果的に対応するとともに、さらなる患者サービス向上と良質な医  
療の提供に努めるため地方公営企業法の全部適用へ移行したところであります。

次に、2点目の病床数の変更について、4月1日より診療体制の充実並びに向上を図る  
ため精神科病床を88床から80床へ変更したところであります。

次に、21ページ、4点目の平成26年度附属看護専門学校の入学生状況について、一般  
入学受験者134名のうち、合格者24名、推薦入学試験合格者11名、合計35名の学  
生が4月9日に入学したところであります。本年度当初の各学年在籍状況は、1年生36  
名・2年生36名・3年生35名の総数で107名となったところであります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につ  
きましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の学校の現況についてであります  
が、5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は小学校で中央小学校2学級、北光小  
学校1学級それぞれ減少の計3学級減少、中学校で砂川中学校1学級増加し、全体で2学級  
減少となっています。児童生徒数は、小学校で53名、中学校で14名それぞれ減少し、  
全体で67名減少となっています。教職員数は、小学校で5名減少、中学校で2名増加し、  
全体で3名減少となっています。

2ページをごらんいただきます。社会教育課所管について申し上げます。1点目の放課

後子ども教室についてであります。平成26年度の「放課後子ども教室」が4月18日に豊沼小学校、23日に空知太小学校で開設いたしました。この事業は、子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、地域社会の中で子供たちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、現時点での参加児童は豊沼小学校地区で41名、空知太小学校地区で45名となっています。

2点目の春のあいさつ運動についてであります。あいさつ運動推進委員会が主催する「春のあいさつ運動」があいさつ運動強調週間である5月28日から30日までの3日間、市内小中高校の児童生徒、PTA、町内会、老人クラブ、民生児童委員協議会など58団体の参加を得て実施されました。

続きまして、公民館所管について申し上げます。1点目の公民館グループ・サークル合同活動体験会についてであります。5月17日、公民館において公民館グループ・サークル運営委員会が主催して、公民館グループ・サークルの会員や一般市民など約100名の参加を得て開催いたしました。この活動体験会は、公民館グループ・サークル13団体が講師となり、他のグループ・サークル会員や一般市民が活動を体験することで学びの還元や団体間の交流を促進し、公民館の活性化を目的に実施するもので、参加者はさまざまな活動を体験し、生涯学習のきっかけづくりを行いました。

次に、3ページをごらんいただきます。スポーツ振興課所管について申し上げます。2点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会役員会及び総会についてであります。4月23日、砂川パークホテルにおいて、平成25年度の事業及び決算報告と平成26年度の事業計画及び予算について協議し、承認されました。また、総会終了後、B&G財団から平成25年度の優良海洋センター及び広報大賞等の授与が行われ、砂川市は施設別利用者数部門で全国に144カ所ある艇庫のうち第10位で表彰されました。

続きまして、4点目の屋外体育施設の開放についてであります。例年施設ごとに雪解けの状況や芝の状況を確認しながら、自主管理を条件に開放前に利用を認めていましたが、今年は4月27日からテニスコート、その他の屋外施設については5月1日から開放しました。なお、海洋センター艇庫は5月7日から開放しました。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

○議長 東 英男君 日程第5、報告第1号 繰越明許費の繰越しについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成25年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、障害者福祉システム改修事業は、金額96万2,000円ではありますが、うち13万円を翌年度に繰り越しするものであります。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援システム導入事業は金額648万円、8款土木費、5項住宅費、事業名、宮川中央団地屋根・外壁改善事業（経済対策分）は金額9,100万円、10款教育費、2項小学校費、事業名、中央小学校校舎暖房機改修事業（経済対策分）は金額2,819万3,000円であり、全額を翌年度に繰り越しするものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は国、道支出金及び地方債であり、それぞれあわせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより報告第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第6 議案第 3号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第 4号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 5号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 6号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 8号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 9号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第6、議案第3号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第4号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第5号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第6号 定住自立圏の形成に関する協定の締結につ



いて、議案第7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第8号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第9号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算の12件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 議案第3号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、砂川市総合体育館及び砂川海洋センターの使用料単価のほか、時間帯と加算区分等を見直すことにより利用者の負担を軽減するとともに、利用しやすい料金設定に改めるため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。改正の内容につきましては5ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを付しております。

初めに、別表第1、砂川市総合体育館使用料についてであります。まず区分の横列、金額欄の回数券につきまして、これまで11枚つづりだったものを12枚に改め、また区分の縦列、個人使用及び専用使用の項中、第2体育館としていたものをサブアリーナに改称するものであります。

次に、具体的な使用料についてであります。まず個人使用の小中学生及び高校生については、これまで使用料を据え置いてきたことから、端数を整理するとともに夜間の加算を撤廃し、終日同一使用料としたところであり、回数券については午前、午後、夜間ともそれぞれ10回分の使用料、小中学生600円、高校生1,000円とし、定期券については3カ月について12回分の使用料、小中学生720円、高校生1,200円、6カ月について22回分の使用料、小中学生1,320円、高校生2,200円として整理したところであり。一般の使用料につきましては、他市町の体育館に比べ高額な状況にあったことから、近隣市町の体育館使用料なども勘案し、150円と設定するとともに、夜間の加算を撤廃し、回数券、定期券についても小中学生、高校生と同様に定期券3カ月は12回分、定期券6カ月は22回分の使用料として整理したところであり。

次に、専用使用についてであります。これまで午前、午後、夜間の区分ごとに実際の使用が1時間でも2時間でも定額を徴収していたところであり、今回これを改め、1時間当たりの使用料に改めることとし、実際の使用時間に見合う使用料負担とすることにより利用者の利便性を図ったところであり。また、使用料の額につきましては、従

前の時間区分ごとの額を2割軽減し、1時間当たりの単価を積算し、設定したところであり、このことから、アリーナの入場料を徴収しない場合、午前、午後とも1,642円に、夜間4,051円に、同じくアリーナで入場料を徴収する場合、午前、午後とも4,163円に、夜間1万124円に、またその他の施設のサブアリーナの午前、午後とも493円に、夜間1,417円に、同じくその他の施設の会議室、柔道場及びその他の室の午前、午後とも335円に、夜間875円に改めるものであります。

また、これまで専用使用において催し物に使用する場合の使用料を設定しておりましたが、平成20年に舞台装置等を廃止して以降利用実績もないことから、これを削除するものであります。

備考第1号は、専用使用に係る使用料は1時間当たりの額とし、使用した時間数に当該額を乗じた額を使用料として徴収する。ただし、1時間未満の使用は1時間とすると定めるものであります。

備考第2号は、専用使用で時間区分を超えた場合の使用料の規定で、条文の整理を図ったところであり、

備考第3号は、専用使用での暖房料を定めており、従前50%相当額としていたものを40%相当額に改めるものであります。

6ページに参りまして、備考第4号及び第5号は条文の整理であり、備考第6号は会議室使用料について従来疑義があった部分であり、会議室の使用料は1室当たりの金額とすると明確化したところであり、

続きまして、別表第2、砂川海洋センター使用料についてであります、海洋センター使用料につきましては、総合体育館と同様の使用料体系を採用し、総合体育館より低廉な使用料を設定してきたことから、今回総合体育館使用料を改定することに伴い、総合体育館使用料と同様の考え方に基づいて使用料を改定するものであります。

まず、個人使用については、小中学生、高校生の使用料の端数を整理し、一般の使用料については同種の海洋センター使用料を勘案して100円とするとともに、夜間の加算を撤廃し、回数券、定期券について総合体育館と同様の整理を行ったところであり、

専用使用につきましても総合体育館と同様、従前の時間区分ごとの額を2割軽減し、1時間当たりの単価を積算し、設定したところであり、

備考につきましても総合体育館と同様の整理を行い、暖房料を50%相当額から40%相当額に改めるほか、条文の整理を図ったところであり、

附則として、この条例は、平成26年9月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 私から議案第12号、議案第4号から議案第11号まで、議案第1号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第12号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、砂川市過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

計画の変更につきましては、過疎対策事業債が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業を対象とするとされており、計画に登載されていない新たな事業を追加するため、変更を行うものであります。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、事前に北海道と協議を行った後に議会の議決が必要とされており、このたび北海道との協議が調いましたので、計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市過疎地域自立促進市町村計画（案）であります。過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業に新たな事業を加える計画の変更を行うもので、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の（3）、計画の表中、自立促進施策区分の2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に事業名、「（10）過疎地域自立促進特別事業」を、事業内容に「地域公共交通実証調査事業〔内容〕新たな公共交通の導入にあたり、実証調査運行を行い利用動向を調査する〔必要性〕高齢者等の交通弱者に配慮した持続可能な交通手段の確保を図るため利用状況等を把握する必要がある〔効果〕実証調査として実際に運行することにより、住民ニーズを把握することができ、持続可能な公共交通の導入につなげることができる」を、事業主体に「交通会議」を追加するものであります。

次に、8、地域文化の振興等の（3）、計画の表中、自立促進施策区分の7、地域文化の振興等の事業名、（2）、過疎地域自立促進特別事業の事業内容に「地域交流センター運営管理委託事業〔内容〕既存施設を有効活用し、舞台芸術や音楽公演など鑑賞の場を提供する〔必要性〕すぐれた芸術文化などの鑑賞機会を提供し、市民の文化意識の高揚を図る必要がある〔効果〕世代間の交流や新たな文化創造が醸成される」を、事業主体に「砂川市」を追加するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号から議案第11号までの定住自立圏の形成に関する協定の締結について一括してご説明を申し上げます。

砂川市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定に基づき、滝川市及び砂川市と連携する芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町の3市5町との間に定住自立圏の形成に関する協定を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

提案の理由であります。定住自立圏構想につきましては、本年1月15日に複眼型の中心市として滝川市と砂川市が中心市宣言を行い、中空知定住自立圏を形成するため連携

市町と協定について協議を進めてきたところではありますが、協議が調ったことから、滝川市及び砂川市と連携3市5町との間において相互に役割を分担、連携し、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成するため、本協定を締結しようとするものであります。

議案第4号により協定の内容についてご説明を申し上げます。2ページをお開き願います。定住自立圏の形成に関する協定書であります。中心市である滝川市及び砂川市を甲、連携市町である芦別市を乙として、定住自立圏構想推進要綱に基づき定住自立圏の形成に関し、協定を締結するものであります。

第1条は、目的の定めであり、この協定は、中心市宣言を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携しながら、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的と定めるものであります。

第2条は、基本方針の定めであり、甲及び乙は、第1条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、第3条に規定する政策分野の取り組みにおいて、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、または補完し合うことと定めるものであります。

第3条は、連携する政策分野及び取り組み内容並びに甲及び乙の役割分担の定めであり、連携する政策分野は生活機能の強化に係る政策分野、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野とし、その取り組み内容並びに当該取り組みにおける甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとするものであります。

4ページをお開き願います。別表第1は、生活機能の強化に係る政策分野の取り組み内容並びに当該取り組みにおける甲及び乙の役割であり、1、医療の(1)、救急医療の維持確保対策では、取り組みの内容を「圏域の初期救急医療体制を確保するため、休日、夜間救急診療体制を維持するとともに、圏域住民に対して救急医療知識の普及啓発を図る」とし、甲の役割を「休日・夜間救急医療体制を維持するため、医師会等に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。圏域における二次救急医療体制の維持確保を図る」と、乙の役割を「甲が行う休日・夜間の初期救急医療体制の維持確保について、必要な協力と応分の経費を負担する」と定めるものであります。

(2)、圏域医療体制の充実では、取り組みの内容を「圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図るとともに、ICTを活用するなど共有する診療情報を有効に活用し、質の高い医療を提供する」とし、甲の役割を「圏域医療における役割分担のもと、医療連携を強化し、病院間で相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る」と、乙の役割を「圏域医療における役割分担のもと、医療連携について必要な協力と応分の経費を負担する」と定めるものであります。

次に、2、福祉の（1）、障がい者福祉の推進では、取り組みの内容を「障がい者の自立と障がい児の早期療育を促進するため、地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用を進め、安定した事業運営を図る」とし、甲の役割を「地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用に関する連携に努め、連携に関する調整や助言を行う」と、乙の役割を「地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用に関する連携に努める」と定めるものがあります。

（2）、保育所広域入所事業では、取り組みの内容を「保育所の相互利用を可能とし、日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応し、圏域の子育て支援の取り組みを推進する」とし、甲の役割、乙の役割ともに「保育サービスの充実と連携に努め、円滑な広域入所の取り組みに努める」と定めるものであります。

次に、3、教育の（1）、学校教育の充実では、取り組みの内容を「個別の支援を必要とする圏域内の児童生徒に対し、教育の機会の均等を図るとともに、教育内容の充実のため各種事業を実施する。また、施設や人材の活用を図り、圏域住民のサービス向上を図る」とし、甲の役割を「事業運営の充実と拠点施設の設置・整備を図る」と、乙の役割を「児童生徒が各種事業や拠点施設を利用できるよう情報提供や条件整備を行う」と定めるものであります。

（2）、国際教育の充実では、取り組みの内容を「外国語指導助手、国際交流員等の配置により、語学指導や異文化理解への情報提供を行うとともに、国際化に対応した人材育成と国際交流活動の推進を図る」とし、甲の役割、乙の役割ともに「外国語指導助手、国際交流員等の有効活用を推進する」と定めるものであります。

（3）、公の施設の相互利用の推進では、取り組みの内容を「圏域住民の生涯学習機会等の充実を図り、公共施設の効率的な利用を促進するため、公共施設の適正な維持管理、運営事業を行う」とし、甲の役割、乙の役割ともに「施設維持管理、運営事業については、各自治体が行う」と定めるものであります。

次に、4、産業振興の（1）、鳥獣被害防止対策の推進では、取り組みの内容を「農林業への被害防止を図るため関係機関・団体と連携して協議の場を設け、被害状況や被害防止対策等の情報交換や処理費用の軽減に向けた手法を検討するための連携を進める」とし、甲の役割、乙の役割ともに「エゾシカなど対象鳥獣の駆除などに関する情報交換や検討を行い、関係市町と調整を図り、鳥獣被害防止対策を実施する」と定めるものであります。

（2）、地域資源を活用した農商工、観光振興では、取り組みの内容を「圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させ、地域ブランドの情報を発信していくとともに、関係団体と連携し、地産地消、物産振興、地域ブランドの販路拡大を図り、都市と農村の交流、観光ルートの開発やイベント等を通して農商工・観光の振興を図る」とし、甲の役割を「圏域

内のイベント及び物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信するとともに、関係団体と連携し、農商工・観光振興事業を推進する」と、乙の役割を「イベント及び物産情報等を提供するとともに、関係団体と連携し、農商工・観光振興事業を推進する」と定めるものであります。

(3)、雇用、就業支援対策の推進では、取り組みの内容を「セミナーや技能講習等を計画、実施し、技術者の技能向上を図り、通年雇用化等を目指す」とし、甲の役割を「関係団体との連携により技能者等のセンター機能の充実と利用促進を図る」と、乙の役割を「技能者等のセンター機能の利用によるスキルアップを図る」と定めるものであります。

次に、5、環境の(1)、廃棄物処理施設等の広域利用の推進では、取り組みの内容を「廃棄物等の安定的かつ効率的な収集・処理体制を推進しながら、処理施設等の広域利用を促進する」とし、甲の役割を「乙と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、更新時期にあわせたさらなる広域化も模索しながら、応分の経費を負担する」と、乙の役割を「甲と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、更新時期にあわせたさらなる広域化も模索しながら、応分の経費を負担する」と定めるものであります。

(2)、消費生活では、取り組みの内容を「複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取り組みを推進しながら、圏域住民の消費生活の安定と向上を図る」とし、甲の役割を「滝川市が設置する滝川地方消費者センターを広域的に運営し、乙及び関係機関等とも連携しながら、消費生活相談員の資質向上に努め、啓発事業の実施や消費生活相談の充実を図る」と、乙の役割を「滝川市が設置する滝川地方消費者センター、または甲及び関係機関等と連携し、啓発事業の実施や消費生活相談の充実を図るとともに、応分の経費を負担する」と定めるものであります。

次に、6、防災の(1)、広域防災体制の連携推進では、取り組みの内容を「災害時に必要な情報の共有、迅速な対応を図るための応援体制の確立に向けて平常時より情報交換や事業の連携を進め、広域防災体制の整備と強化を図る」とし、甲の役割、乙の役割ともに「災害時における職員派遣や備蓄品、資機材、避難施設の相互利用が可能となる諸準備や共同事業の検討を進め、関係市町と相互応援体制を構築する」と定めるものであります。

次に、別表第2は、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の取り組み内容並びに当該取り組みにおける甲及び乙の役割であり、1、地域公共交通の(1)、多様な公共交通の確保では、取り組みの内容を「圏域住民の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、多様な交通手段の検討と生活交通路線の維持確保と利用促進の取り組みを進める」とし、甲の役割、乙の役割ともに「関係市町と連携してバス路線の維持確保と利用促進に取り組む」と定めるものであります。

次に、2、道路等の交通インフラの整備の(1)、生活幹線道路の整備では、取り組みの内容を「圏域内の主要幹線道路へのアクセス道路及び生活道路の整備や改良を行い、圏

域内の道路ネットワークの構築に向けた取り組みを進める」とし、甲の役割、乙の役割ともに「関係市町と連携して生活幹線道路の整備に関し圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取り組みを進める」と定めるものであります。

次に、3、交流、移住促進の（1）、交流、移住促進では、取り組みの内容を「交流及び移住促進のための施設整備及び維持管理を行うとともに、地域の魅力や移住関連情報を一体的に発信し、交流・移住を促進する」とし、甲の役割、乙の役割ともに「圏域の地域資源を初めとする魅力や交流・移住関連情報を発信する」と定めるものであります。

次に、4、ICTインフラ整備の（1）、行政システムのネットワークでは、取り組みの内容を「電算システムの行政事務を共同処理することにより、行政サービスの向上と事務の効率化を進めるとともに事務経費の縮減を図る」とし、甲の役割、乙の役割ともに「関係市町とともに広域連携が可能な行政事務の共同化を検討し、その実現を図る」と定めるものであります。

次に、別表第3は、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の取り組み内容並びに当該取り組みにおける甲及び乙の役割であり、1、人材育成の（1）、職員研修及び大学を活用した人材育成では、取り組みの内容を「圏域職員の資質及び政策課題への対応力を高めるとともに、職員間のネットワークを強化するため合同研修を実施する。また、大学等の高等教育機関等との協働連携事業を検討し、実施する」とし、甲の役割を「乙と連携して合同研修を実施する。必要に応じ研修の講師として外部から専門家の招聘を行う。また、大学等の高等教育機関と関係市町とが協力して企画立案した連携事業を実施する」と、乙の役割を「職員を合同研修会に参加させるとともに、応分の経費を負担する。また、大学等の高等教育機関と関係市町とが協力して企画立案した連携事業を実施する」と定めるものであります。

2 ページにお戻り願います。第4条は、事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担の定めであり、第1項では第3条に規定する取り組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、または協力して事務の執行に当たるものとし、第2項では第3条に規定する取り組みを推進するため、甲及び乙は、第3条に規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとし、第3項では第1項の規定により必要となる手続、または人員の確保に係る負担並びに第3条及び第2項に規定する経費の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとするものであります。

第5条は、協定の変更の定めであり、甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならないと定めるものであります。

第6条は、協定の廃止の定めであり、第1項では甲、または乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとし、

第2項では第1項の規定による通告は、書面によって行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとし、第3項ではこの協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものと定めるものであります。

第7条は、疑義の解決の定めであり、この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものと定めるものであります。

最後に、この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保有するものであります。

議案第5号は赤平市と、議案第6号は歌志内市と、議案第7号は奈井江町と、議案第8号は上砂川町と、議案第9号は浦臼町と、議案第10号は新十津川町と、議案第11号は雨竜町と全て同様の内容で協定を締結するため議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億736万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億6,314万8,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債について3,550万円を補正し、補正後の限度額を10億5,660万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。18ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の社会福祉事業振興基金積立金2万円、まちづくり事業基金積立金446万円の補正は、寄附金を各基金に積み立てするものであります。

同じく13目まちづくり推進費で二重丸、地域公共交通の検討に要する経費の地域公共交通会議負担金618万5,000円の補正は、新たな公共交通の導入について、地域公共交通会議において引き続き検討を行うため、実証調査運行及び会議開催経費を負担するものであります。

次に、20ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、就労自立給付金事業に要する経費の補正は、生活保護を脱却するための動機づけを強化し、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止するため、保護受給中の就労収入のうち収入に認定された金額の範囲内で、安定就労の機会を得たことにより保護の廃止に至ったものに対し就労自立給付金を支給する制度が7月1日から施行されることから、システム改修委託料51万9,000円の補正は支給するためなどの生活保護システムを改修するもの



であり、就労自立給付金15万円の補正は1世帯分の給付金であります。

同じく2項3目保育所費で一つ丸、保育所の運営管理に要する経費の補正は、空知太保育所の駐車場のスペースが不足している中、近隣に大規模商業店舗の建設が予定され、通行車両の増加が想定されることから、通所する児童の安全を確保するため現在の駐車場を送迎用の乗降場所として利用することとし、保育所北側に新たな駐車場を造成するものであります。工事請負費680万円の補正で、空知太保育所擁壁改修工事は駐車場の擁壁に亀裂が生じていることから改修を行うものであり、空知太保育所駐車場造成工事は14台分の駐車場を造成するものであります。用地買収費696万8,000円の補正は、土地開発基金から用地を購入するものであります。

次に、22ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で二重丸、多面的機能支払事業に要する経費の多面的機能支払交付金事業負担金51万8,000円の補正は、多面的機能支払交付金事業が平成25年度まで実施されていた農地・水保全管理支払交付金事業を組みかえて創設されたものであり、農地・水保全管理支払交付金事業を休止していた活動組織が取り組みを再開することとなったことにより負担するものであります。

次に、24ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の中小企業等振興補助金6万2,000円の補正は、砂川市中小企業等振興条例に基づき、人材の育成事業に対する助成として株式会社ホリの従業員2名分の中小企業大学校受講料を全額助成するものであります。

次に、26ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、道路橋梁の修繕工事費の空知太3号通り雨水対策工事800万円の補正は、工事実施のための測量調査を実施した結果、新たに雨水管の布設がえが必要となったことによるものであります。同じく二重丸、除雪機械整備に要する経費2,039万3,000円の補正は、小型ロータリーを冬は歩道除雪、夏は草刈りに使用していますが、平成12年度から使用している車両に故障が多発し、稼働に影響が出る状況となっていることから、国の交付金を活用して更新するものであります。

同じく3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費4,500万円の補正は、砂川SAスマートインター線新設工事の実施に向け、公園管理者である北海道と協議を進めた結果、ハイウェイオアシス館駐車場への代替通路の設置及び北海道所有の水道管の移設を附帯工事として行うものであり、また雪解け後の道路パトロールにおいて損傷が進行している路線が発見されたことなどから、次年度の早期に改良舗装工事に着手することができるよう公園7号通り、吉葉2号通り、工団3条通り及び西公園通りについて調査測量を行うものであります。

同じく4項2目公園管理費で一つ丸、公園の維持管理に要する経費の修繕料200万円の補正は、平成25年度に策定した公園施設長寿命化計画において平成27年度から10年間の修繕計画に基づき維持管理を行うものとしておりますが、応急な修繕が必要とされ

た遊具があることから、応急的な対応を行うものであります。

次に、28ページ、10款教育費、2項1目小学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の各小学校網戸設置工事費348万1,000円の補正は、学校整備に係る寄附がなされたことから、害虫の侵入による授業への影響を防ぐとともに、給食時などの衛生面の観点から各小学校の教室などの窓に網戸を設置するものであります。

同じく3項1目中学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の各中学校網戸設置工事費198万7,000円の補正は、小学校と同様に各中学校の教室などの窓に網戸を設置するものであります。

次に、30ページ、12款諸支出金、2項4目介護保険会計繰出金で一つ丸、介護保険会計繰出金82万6,000円の補正は、認知症初期集中支援推進事業の実施に係る一般会計の負担分であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括で説明を申し上げます。14款国庫支出金で803万2,000円の補正は、就労自立給付費に係る社会福祉総務費負担金、除雪機械整備事業に係る社会資本整備総合交付金事業費補助金であります。

15款道支出金で51万9,000円の補正は、就労自立給付金事業費に係る社会福祉総務費補助金であります。

17款寄附金で948万円の補正は、12ページに記載の寄附金によるものであります。

18款繰入金で5,383万8,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金の増であります。

21款市債で3,550万円の補正は、道路整備事業、除雪機械整備事業に係る過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。なお、32ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,557万2,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。4款地域支援事業費、2項2目任意事業費で二重丸、認知症初期集中支援推進事業に要する経費418万2,000円の補正は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた環境で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することとして

おります。砂川市が事業の実施主体となりますが、支援チームの運営は北海道総合在宅ケア事業団に委託し、同事業団が設置する砂川市地域包括支援センターに支援チームを配置することといたします。チーム員構成は、地域包括支援センターの介護福祉士と市立病院の協力を得て認知症疾患医療センターの医師及び認定看護師の3名体制とし、介護福祉士と認定看護師が初期支援の必要な家庭を訪問し、医師の指導のもと自立生活のサポートを行うこととしております。支援チームの活動は、準備を経て、9月ころに開始する予定としております。対応ケースにつきましては、月4ケース程度を見込んでおります。支援チーム業務委託料352万7,000円は、地域包括支援センター及び市立病院チーム員の人件費及び研修旅費等に要する経費であります。本支援チーム活動の円滑な推進と公正、中立を確保するため、「認知症初期集中支援チーム検討委員会」を設置することとしております。また、リーフレットを1万部作成し、市民への周知を図ることとしております。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。今回の支援チームの事業につきましては、地域支援事業の任意事業として位置づけておりますので、国の負担が39.5%、北海道と砂川市の負担はそれぞれ19.75%、1号保険料として21%の負担となっております。3款国庫支出金で165万2,000円、5款道支出金で82万6,000円、7款繰入金で170万4,000円の補正は、それぞれ歳出に伴うルール分によるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第3号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第4号から議案第11号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、議案第4号の定住自立圏形成に関する協定の締結についての総括質疑を行いたいと思います。先ほどの提案説明でも芦別市さんとのことでの提案説明でしたので、私もその部分から何点かを質疑をしたいと思っております。

まず、ここに書かれている、ここというのはここでいうと4ページ、芦別のほうの4ページ、生活機能の強化にかかわる政策分野、別表第1の関係でちょっと具体的にお伺いしたいと思っております。すけれども、特に砂川市の場合は、本来滝川市が中心市ということなのでいくべきものであろうと思うのですけれども、どうやらお話によりますと医療の関係でどうしても中核病院を抱える砂川市とともに、複眼的な中心市というのでしょうか、そういうふうな形が今回あるということになってきますと、砂川市にとってこの医療との連携、特に私は具体的にお伺いしたいと思うのは1の医療の関係です。ほかの先例を見ていくと、私たちが今協定書をそれぞれ議決しようとするのと今後行われていく共生ビジョンという形の中で、具体的な取り組みが共生ビジョンの中ではかなり含まれていくというのが先例の場合なのですけれども、そういう意味で考えていくと、今回甲と乙との役割というのがあって、特に医療でいえば(1)の救急医療の維持確保対策と、こういうふうな形になっているのですけれども、私たちには議決するに当たって本当に漠然としたそれぞれの役割、砂川市でいけば甲の役割ということになると思うのですけれども、それしか見えないのです。その見えない中で協定を結んでいかなければならない。つまり今後行われるであろう共生ビジョンの中で、より具体的なそれぞれの事業が出てくるのですけれども、その具体的なものは見えないままで協定を結ぶということを議決していかなければならないという、ちょっと普通では考えられないような、議決の案件といたしながら果たしてこれから先、より具体的な事業を決めていく中で議会がどういうふうにかかわっていくのかというと、まずかわりが持てないような状況があるのが今現在だと思うわけです。そこで、医療の分野だけでもいいのですけれども、これまでもかなりいろいろな部会が開かれてきていて、その部会の中でほぼ共生ビジョンとなり得るような具体的な事業というのが話し合われてきているのではないかと私は予想するのですけれども、ごくごく一部でも構いませんから、今私たちが議決しようとする協定の部分と今後共生ビジョンで予想される具体的な取り組みというようなことを、一部でも結構ですからお話をいただければいいというふうに考えているのがこの1点目で、そこら辺をお伺いしたいと思います。

それから、2点目には、これまでも一般質問等があって、中心市には大体8,500万ぐらいの特別交付税の措置があると。周辺市、あと8つの市町には1,500万ずつぐらいですか、特別交付税の措置があるということはお伺いしているわけなのですけれども、このお金を合計すると、これが確定とすれば大体2億を超えるお金が国からこの5市5町、中空知のほうに、今までなかったお金が入ってくるということになるわけなのですけれども、このお金の使い道なのですから、これを例えば基金に積んで何か違う事業をしていこ

うかとか何かそういうような使い方、今のところはこれはどんなふうに各首長さん方の間では考えられているのかどうなのか、その辺を大きくお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 2点ほどご質問がございました。こちらについてご答弁をさせていただきたいと存じます。

1点目の今回の協定の議決から共生ビジョンの策定という形であります。現状といたしましては、この協定書のつくりにつきましては他の先進の圏域等も参考にしながら、一定のひな形のもとに作成をさせていただいたところでありまして、記載内容につきましては特に事業名等は記載せず、取り組む内容を大きくくりの中で提示をさせていただいているところでございます。細かな事業等につきましては、今後住民の皆さんに参加していただきます共生ビジョンの懇談会というものを設置いたしまして、その中でご審議をしていただきまして、共生ビジョンの策定という形になるかと思えます。これではなかなか状況が見えないというお話がございましたけれども、共生ビジョンの協議会の考え方といたしましては、今各市町で取り組みをしております広域的な取り組み、これらについてはまず基本的には提示をしていきたいなというふうに思っております。また、それだけではなかなか定住自立圏を形成した意味合いがないということもございしますので、やはり中空知の定住自立圏が今後どのような形で将来的に進んでいくべきかというところの意見反映も、そのビジョン懇談会の中でしていただくかなというふうにも考えているところでございます。

議会のかかわりという部分もございましたけれども、事例といたしましては現行考えられています医療の部分についてということでお話がありました。この点、詳細については懇談会の中で議論をしていただくということですが、現状取り組んでいる事業等もございしますので、そちらについて若干お話をさせていただきますと、医療の部分につきまして、先ほど取り組みの内容としてご説明をいたしましたけれども、例えば休日、夜間の救急診療体制の維持という部分につきましては、現在、在宅当番医の運営制度というのが各医師会と協議をしながら進めているものもございしますし、あと2次救急等になりますと、現在中空知圏域の中では病院群輪番制度というものもありますし、小児救急の制度ですとか、病院を指定しながら、各市町が負担をしながらそれらの運用をしているという部分があります。こちらについても該当になると思えますし、今後医療体制の充実という考え方の中ではやはり医師派遣というものが重要なものになっておりますので、こちらについても事業としては取り組むべきものとなってくるというふうに考えておりますし、各病院が所有する情報のネットワーク、診療情報のネットワーク化等についても今後検討していかなければならないと若干考えているところでもございます。

2点目にごございました特別交付税の措置等についてご答弁を申し上げたいと思えます。

特別交付税措置につきましては、定住自立圏の共生ビジョンに登載をされました事業に対する措置がなされるという形になっておりまして、平成26年度から上限額が大幅に拡充をされまして、中心市は8,500万円程度、連携市町は1,500万円が基本となっております。中心市につきましては新たな算定方法等は示されておりませんが、これまでによると連携市町村の合計人口、連携市町村の合計面積、連携市町村数、中心市の昼夜間人口等を勘案して上限を算定するというふうにされております。この上限額に対しまして定住自立圏共生ビジョンに記載された事業に要する事業費の総額が下回る場合は、事業に要する事業費の総額が特別交付税措置となるところでございます。こうした状況でありますけれども、複眼型中心市の場合は中心市の人口案分により配分されるということになっておりますので、仮に算定された額が上限額であります8,500万円といたしますと、人口の割合からいきますと滝川市が5,900万円程度、砂川市が2,600万円程度の特別交付税が、包括的な財政措置として措置されるものでございます。

あと、この包括的財政措置以外の財政措置といたしまして、1つといたしましては圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対する地域活性化事業債の充当、あるいは2つ目といたしまして専門性を有する圏域外の人材活用に対する財政措置、3つ目といたしまして民間主体の取り組みの支援に対する財政措置、4つ目に個別の政策分野における財政措置、5つ目に定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加といった5つほどの別な財政措置がなされているところでございます。このうち砂川市の財政措置といたしまして、4つ目の個別の政策分野における財政措置というふうな中で位置づけられております病診連携等に対する地域医療の確保に対する財政措置というものが、この圏域では得られるものというふうに考えているところでございます。こちらにつきましては、病診連携等の事業に要する各市町の負担金等に対して特別交付税が措置されるものでありまして、その額は負担金額等の8割とされておりまして、負担金額等が1,000万円を超える場合は1,000万円の8割、800万円が上限とされているところであります。これらの財源措置によって生じた財源につきましては、今後特別交付税ということで算定をされますので、一般財源の取り扱いとなるものでございまして、現状といたしまして先ほど質問のありました各首長さんの考え方というのもございましたけれども、それらについては現状協議をしている状況ではございませんけれども、砂川市といたしましては一般財源でありますので、総体の予算の中で活用していく考えでありますけれども、その中には病院に関する事業費が組み込まれておりますので、病院のほうに繰り出しということも考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今はちょっと具体的な取り組みの事例みたいな形で医療の関係だけ総務部長のほうからお話があったのです。私も今回ちょっと変わった協定の議決になるものですから、ほかのまち、先進、特に複眼市ということなので、名寄、士別あたりの内容を見

ていきますと、我々と同じ議決に付される協定書の段階ではやっぱり同じように大ざっぱに書かれていて、ところが共生ビジョンになっていくと、この協定書に書かれていないような内容も具体的な事例として上がってくるわけです。ところが、その段階では私たちは予想がついていない状況の中で、新しい事業もフリーハンドで認めてしまうというような事態が起こりかねないなというちょっと心配があります。

特に先ほどの総務部長のご答弁でおや、と思ったのは、うちの協定書の議案の中ですけれども、どこをとっても医師の派遣なんていう言葉が1文字も出てこないのです。ところが、名寄の場合はこの協定書の段階で、圏域の医療体制の充実という中で甲の役割として乙への医師等の派遣という言葉がちゃんと入ってくるのです。入ってきた中で、まだまだ共生ビジョンで具体的な取り組みというのが名寄の場合でも出てくるんですよ。私が前から心配しているのは、つまりこの定住自立圏で協定書を結んだ、お互いに医療の充実はいいのだけれども、この協定書を結んだがために医師の派遣、ここに書かれていないのだけれども、総務部長が今まさに言葉でおっしゃった医師の派遣ということが既成の事実にはなりはしないのかと。そうになったら相手は、砂川さんお医者さんたくさんいるけれども、うち大変なのでぜひ医師の派遣をしてくださいと。協定書にもちゃんとあるし、議会の議決も得ている協定書なのだから、当然医師の派遣してもらっても当たり前でしょうというようなことになってきたらえらいことになるわけです。なぜ総務部長がここに全然文章としてない医師の派遣なんていうのをあえて今お話しされたのかなと思うのですけれども、それは当然、総務部長も含めてこの定住自立圏構想の中の話し合いの中で出ているからこそ今お話があったと思うのです。では、この乙の役割として応分の経費を負担するというふうに書いてあるので、お医者さん1人雇っていくには砂川市立病院では大変なお金がかかっているわけですから、ただそれを今までの流れとしては、ほかの病院に医師を派遣するといったら時給幾らという形での派遣ですし、医師を派遣すれば本来砂川市立病院に来るはずの患者さんがそちらの病院で何とかなってしまうわけですから、診療費も入ってこない。当然1年間医師を確保するお金と週に何回か行く時給では、とてもではないけれども、このお医者さん1人を確保する金額にはならないわけです。では、応分の負担というのは、その足りない分をほかのまちが負担をしてくれるのか。この特別交付税の中で負担をしてくれるのかどうかというところが一番砂川市にとっては、特に中心市の一角を担う、あるいは大きな市立病院を抱えている砂川市にとっては、この協定を結ぶということの心配なところなわけですが、最初から医師の派遣という言葉が出てくるのなら、何で甲の役割の中に、今名寄の例を出しましたけれども、そういうようなものが書かれていないのかということなのです。書かれていないままで、実は共生ビジョンになったら医師の派遣というのも当然出てくるのだというようなことを今の段階で話をされてしまうと、これはちょっと大丈夫なのだろうかというふうに私は心配になるのですけれども、その辺市長、いろいろと首長の中ででも当然話し合いをされていますし、市長はこの辺に

関しては砂川に損になるようなことは絶対しないのだということは前から言われている話ですから、このままでもし仮にこの協定を結んだことによって医師の派遣ということが当たり前になってきてしまったら、それはほかのまちにとってはとてつもなくいいことなのですけれども、砂川市立病院にとってはかなりの負担になってしまいますので、ここが一番心配なところですから、その辺は市長が今までの首長さん方とのいろいろな話し合いが当然あったでしょうし、ぜひその辺の話は何いをしたいというふうに思っています。

それから、医療のことばかり言っているのもなんなのですけれども、どうやらこの中空知全体として2億ぐらい国から入ってくるお金の使い方なのですけれども、一般財源に入っていくのでという総務部長のお話だったから、それぞれがみんなもらえてラッキーというような感じになっていってしまうのかなと。つまりこの国から入ってくるお金の、例えば砂川市の一般財源に2,600万ぐらいですか、もし仮に入ってきたら、ここには別にお金に色がついているわけではないので、普通のお金として入ってきて、ほかの事業に使われていくというようなことになるのだろうかというふうに思うのです。先ほどから言っているように、ではそれだったら果たして医師の派遣をしたときに応分の負担というのは、よそのまちも同じように一般財源の中に入っていくのだろうかから、これを定住自立圏構想を行ったから、ではこのお金はみんなここに置いておきましょうというのなら、そこから医師の派遣分は砂川にやっぱり払ったほうがいいのではないのかという、こういう仕組みになり得ると思うのですけれども、どうもそうではなさそうだなというふうなところもあります。

特にこの別表の関係の中でいえば、ちょっと私は興味深いのが地域公共交通というような形がここにもあります。この中空知というのは、なかなかバスの便も悪い、鉄道も砂川滝川間を結ぶ函館本線しかない。かといって砂川の市立病院に来る場合でも芦別からも来る、いろんなところから来るわけです。だけれども、バスの便が非常に少なく、あるいは砂川でも市民の人がよその介護施設、周辺の介護施設なんかに行っている場合も多々あるし、病院に行く場合も多々あるわけです。ところが、公共交通というのは非常に不便な地域であるわけです。そんなときに例えば病院間をめぐるバスを出してみるとか、あるいは福祉施設に行きやすいような公共交通を考えてみるとか、何かせっかくこうやってみんなで行こう、そして国からそのためにお金が出てくるというのであれば、1年間2億ですよ。この2億のお金をはい、ラッキーとみんなが各自治体が懐に入れていたのではなく、せっかくだから中空知全体の発展のために何か使おうかというようなことが今まで話し合われていないのかどうかなのです、首長さんの間ででも。余りにも何か、もらえていいのはいいのですよ。だけれども、今後市町村合併も当分ないでしょうし、せっかくのこういう定住自立圏構想だということの中で、この中空知全員が何とかこのビジョンによってうまくいくような、そんな話し合いが今までなかったのか、今後もそういうことというのはないのかどうかお伺いしたいと思います。



○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 まず、医師派遣の関係についてご答弁させていただきます。

協定書の中には医師派遣という文言は入っておりませんが、これら医療連携の部分につきましては事前に協議をさせていただきまして、各市町から出された意見については、現状も砂川市のほうから医師派遣がされておりますので、今後についても医師派遣をしていただきたいというお話がありました。ですけれども、砂川市といたしましては、砂川市もほかの大学から医師を派遣をしていただきながら運営している状況もありますので、この中で砂川市が医師を派遣するということは担保はできないという考え方がございます。そのような考え方の中で、協定に入れてしまいますとそれが担保されるということになりますので、それらについては協議の中で、協定書の中には書き込んでおりませんが、現状の事業といたしまして医師派遣が行われておりますので、現状行われているその医師派遣を共生ビジョンに記載することによって、それらに対して特別交付税措置もされるというものも片方ございますので、共生ビジョンの中には今取り組んでいる事業として書き込んでいくものと考えているところでございます。

あと、応分の負担という部分がございます。各市町で医師派遣に対する応分の負担という形になりまして、現状といたしましては手当等の部分について負担をしていただいておりますけれども、各市町にとりましては手当よりも恐らく診療報酬のほうが上回っておると思いますので、それらについては負担は逆に言いますと生じないという形になろうかなというふうに思っております。ですので、今まで砂川市といたしましては、医師派遣に係る経費という形で表面上出しておりますのは各大学のほうからお手伝いをいただいている医師派遣の分ということでありまして、今後こちらの部分については特別交付税措置もあるということで、実際その派遣されている医師の給与等にも全て、どの分が算定されるかまだ確定はされておられませんけれども、それらの分も算定しながら、砂川市として特別交付税措置を受けたいと思っております。

先ほどお話しいたしました医師派遣等のこの負担につきましては、各市町上限800万円ということをお話をさせていただいておりますけれども、各市町が800万円に満たない、例えば医師派遣の分として診療報酬が入っておりますので、それについては各種の負担がないという形になりますし、ほかの部分で医師に係る費用がなければ、それらの部分についてはほかの市と合算して計算できるという形になっております。ですから、砂川市で800万円という形で上限になりますけれども、砂川市がその医師派遣等の経費といたしまして8割で1,000万円の費用が発生した場合については、200万円が不足しますので、ほかの圏域の自治体で800万円に満たない自治体があればその分を砂川市が受け取るということもできるということの制度になっているようであります。詳細まだつかんでおりませんが、そのような形で、事前に確認したところによりますと先に進んでおります名寄、土別、この圏域につきましては当初名寄市さんも800万円ということ

考えていたようですけれども、たしか3,000万円を超える交付税が算定されているということにもなっておりますので、どのような形で砂川市として各市町に応分の負担を求めるかは別ですけれども、今後それらの医師派遣に係る経費は算定されると思います。ただ算定されるからといって積極的に医師派遣をするというのはなかなか現状といたしましては難しい部分がございますので、協定の中には書き込まず、現状の事業としては行っておりますけれども、協定の中で書き込んで担保するというものは避けたという形になっているところでございます。

あと、ここで確保されました財源をどのように使うかということにつきましては、これから共生ビジョンの懇談会の中で民間の委員さんによる協議がなされるというふうに予定しておりますので、こちらについては毎年度開催をする予定にしておりますので、これらの中でそのようなご意見がある場合につきましては取り組んでいきたいと思っておりますし、定住自立圏構想せっかくつったものがございますので、現状だけのものではなくて、先ほどもご答弁させていただきましたが、将来的なビジョンも掲げていかなければならないと思っております。それらの事業といたしましてビジョン懇談会の中で提出されました案件等については、各市町と持ち寄りながら検討いたしまして、取り組みについて考えていかなければならない、そのようなものであると考えております。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 医師の派遣の関係でございましてけれども、ほかの市町村、それから大学も絡んでいるものですから、なるべく答弁はしたくないなというふうには実は思ったのですけれども、いわゆる協定書の中に派遣という文字を外したのは私のほうから申し入れて外してもらったと。それは、今の医師の現状、大学の関係からいくと、砂川市立病院が出しているという意味のもとに出していないところもあるのです。それは、統合して砂川に医者を集めるよと、1つは大学の意向でこの科についてはここを見てやれという分野と砂川市が独自に出している分野があると。ところが、首長会議見ると、民間の出身の首長さんが多いものですから、話を聞いていると、これやると医師が派遣してもらえるのだと、単純にそう思われる方が多かったですものですから、そうではないよと。だから、本来は入れなければだめなのです、派遣というのは。現状やっていますから。私は消してもらったと。文面がひとり歩きするのは嫌だと。ただし、責任ある分野、大学との関係については、それは約束守るよと。ただ、独自に出している分野があると。それは、うちの状況に応じるので、医師数がふえるうちはいいのかもしれないと。だけれども、それがいつまでも続くという保証もないと。そういう状況の中ではそれは外させてくれという話で、それは首長会議の中で私のほうから話しさせてもらいました、事務局にも話しましたけれども。そういう関係があるものですから、なかなかこれ院長といえども判断つかない分野があって、大学の意向で、そのために砂川市に多く医者を配置したよというのが実は大学との関係で約束ができていますものがありますから、その約束がいつまでかとい

うのは実は未定なものですから、ある程度の状況によってはいいと言われるかもしれないし、それとうちが美唄に医者を出している。あそこはうちの範疇ではないですけども、出すことによって向こうの患者が砂川に来ると。ある程度医療圏にしていって、うちの収益もそれによってそれ以上の収益を上げましょうかと、そういういろんな判断が働いているものですから、そこを細かく余りしゃべると差しさわりある分野も実はありまして、余り深くついてはほしくないなど。

それで、共生ビジョンというのですけれども、今恐らく事務局では、既存の事業はもう洗い出しできていますから、それは当然のことでもいいのですけれども、それ以外に5市5町で何ができるのだというのは恐らく事務局でやっているはずなのです。今できていないやつでももっと統合して事務を簡素化できるような方法ないだろうか。現実には難しい問題ばかりなのですから、そういうものを論議して、たたき台がないと民間の人と首長集まったって論議にならないのです。わかっている人はわかっているのですけれども、そうでない人にそれ言っても、できるのではないのと言ったら、実はこういう問題があってできないとかいろいろな問題あるから、事務局のほうでそういうのを洗い出してもらって、そのたたき台がないと恐らく進んでいかないので、そのたたき台は今事務局やっているとします。

それと、病院群の関係は、私が病院の事務局長に言って、ある程度それは過去のあり方が、補助制度があったときの負担のあり方が正しいのかと。もう一回各構成市町に事務レベルで投げかけて、協議して下から上がってこない、首長がそんな論議をまともに首長同士でやっても、わかっている首長ばかりではないですから。だから、それは事務レベルからちゃんと上げて、問題整理して上に上げてこいと。それは首長会議でと言われると進まない。私は1回言いましたけれども、首長会議で。それを見直したのをテーブルに上げてくれと。あとは事務レベルでそれは上げてきて、それがまとまる、まとまらないの問題が整理されているのだったら首長会議で言いましょうという話と、派遣の話といろいろ絡んでいるものですから、このぐらいにさせていただいたほうがよろしいのではないかなと。だから、新たな事業というのは今考えていて、それをたたき台にして、共生ビジョンの中でいろいろ民間の人も入った中でどう構築していくかと。恐らく今の既存の事業だけでは総務省は違うだろうと、定住自立圏は。要するに合併しなかったところはしない中でどうやってあなたたち生き残っていくのだと、そういう新たな視点のものを総務省は求めているはずですから、それも今後の検討課題にしていかなければならないだろうという、私自身の捉え方はそんな感じだと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長の微妙な言い方といいながらも、マイク通して話してしまっているから、この辺でいいだとかよくないとかという話ではないのです。

私もわかりますよ。例えば産婦人科だとか小児科だとか砂川市立病院に、まずほかをな

くしてここに集約させますからという大学の意向があつて、うちにお医者さんがいる。そうではなかったら、うちにいなかったかもしれないということはもうわかるのです。だから、当然このお医者さんが広域的にいろんなことをしていかなければならないということはわかります。ただ問題は、うちが派遣をしているというところがあるわけです。これ以上余り細かいところになれば、それこそ私としては委員会のほうがいいたろうなということもあるので、これ以上はということはもちろんわかっているのですけれども、ただ市長が今おっしゃったのは、微妙な点があるから協定書には出さないのだと。私は逆を言うと、では共生ビジョンに出てくるのではないかと、そのことが。私たちは、これを賛成するならば、賛成したということは、この裏にある医師の派遣ということまでも賛成するということになってしまうわけです、見えていないのだけれども。よそのまちはいいと、それでも。でも、うちのまちは、こっち側が出す側ですから、うまくいかなければ不利益をこうむってしまうかもしれないような案件なわけです、医師の派遣ということについていえば。だからこそやっぱりきちっと確認をしながら、市長の思いをちゃんと聞きながら、市長を信じながらです。変なことにはならないということ信じながら、ではしようがない、市長頑張れと、任せるからというイエスを出せるかというところなのです、正直言って。そこまでのものになっていくのではないかなと思うのです。やっぱりお医者さんをいかにどう派遣していくのか、そして今市長も若干触れながら心配しているのは、これが当たり前になられたら困るわけでしょう。医師の派遣というのが当たり前になったら困るから協定書には書かなかったと言うけれども、では共生ビジョンに書いたら当たり前になるわけでしょう、その時点で。だったら当然よそのまちは、協定書には書かれていないけれども、もっとちゃんとしたものの共生ビジョンの中に書かれているのだから、当然砂川さん頼みますよという話になるわけでしょう。だからこそ、ではほかのまちはこれに対してどういうふうにしてくれるのですかということをやっぱり話してもらっていかなければ困るし、市長がどこまでそれを話し込んでいるのか。ほかのまちは、今の現状はしようがない、現状やっているのだから。それ以上のことは言わないよというどこかで裏の確約でもとれているのなら、よし、わかったという話になりますけれども、協定書には書いてないけれども、共生ビジョンには書かれてくるといったら、それはやっぱりそういう可能性があり得るということです。医師の派遣できる場所は多分砂川しかないと思うので、正直言ったら1対9の戦いになるわけでしょう。これは圧倒的に弱いです。しかも、協定書をして、共生ビジョンというものの中に医師の派遣がきちんと書かれたならば、当然相手はこうやって書いてあるのだからと。民間のこうやって入れた人たちが、ちゃんと策定委員の人たちがやってくれたのだから、それはもう協定書よりもはるかにこちらのほうがしっかりとしたものだということになりかねないのではないかと思うわけです。そんな心配は大丈夫ですか。そこをもう一回お話をちゃんといただければというふうに思っております。

今後どうやら共生ビジョンをつくっていく懇談会というのが重要な役割を果たしていく

のだろうなど。先ほど市長のお話の中で心配なのは、首長なんかではなかなか会議では決められないのだというようなお話もされていたし、多分共生ビジョン、これからちょっと最後に1点だけ聞くのですが、共生ビジョン懇談会のどういう人たちがその中に入ってくるのかということをお伺いするのですけれども、これもう何かことしの10月から11月ぐらいには共生ビジョンを出さなければいけない、確定しなければいけないというお話がたしかあったと思うので、こんな短い間の中で具体的なものなんか多分出てこないと思うのです。それまでかかわってきている部長や課長や部会でやってきている人たちならまだしも、突然この話の中に加わって、こういう書類見て、何かいいアイデアを下さいと言ったって、そんなものなかなか出るわけじゃないのではないかと。その懇談会の人たちが相当優秀な人であるのならまた話は別なのですから、では一体誰が共生ビジョン決めていくのよという話です。多分私が想像するには、今までの委員会報告や何かでもあったように課長を中心にした部会が相当まとめ込んでいると思うのです。できれば私は部会なりのものをせめて議会の中でお示しをいただければなど、資料としてです。お示しただけならばというふうには思っているのですけれども、2点目の質疑としては、そういうことというのは可能なのかどうかということをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 医師の派遣だけ私のほうからお答えしますけれども、これは市長がとか、例えば事業管理者が行けと言っても、そうならないものもあるということをおっしゃっているのです。それほど医師の世界は難しいし、市立病院に派遣されて、私は砂川市立病院で働きたいのだと来ている人をほかに出すということは、本人の同意をとらなければならない。私が嫌だと言ったらそれまでの世界ですから、院長といえどもそこは話しして、どうだとやりながらやるのが医師の世界であって、我々が考えているように職員を派遣するのにおまえ行けという命令方式でないから医者の世界は難しいですよ。市立病院で働きたいと、これだけの設備がある、だから私はここを目指して来た、それがあの日突然来てみたらどここの病院へ行けと、それなら私いいですよ。医者の世界はそういう世界なものですから、院長といえども難しい面があるということだけ理解しておいてください。だから、単純に派遣してくれと言われてもそうならないという事実があるので、協定書に書いてあろうが、書いてなかろうが、どうしようかというのは本来同じことなのです。ただ、当たり前のように思われるの嫌だから消しただけで、こっちのほうがまだまともなほうで、書いてあるではないか、共生ビジョンにあるではないかと言われても、私は各首長に言っているのは医者の世界は現実にそうではないと。市長が行けと言って行けるようなスタイルではないですよ。今は医者が病院を選べますから。砂川市立病院に来たのにどこか遠いところに行けと言われても、それはやっぱり条件が違うではないかと。それほど難しい世界ですから、そんな簡単なものではないと、医者の派遣は。ほかには85人から93人も

いる市立病院だったら1人ぐらいいいだろうと思うかもしれないけれども、医者の世界は違うということを私は各首長に申し上げたわけで、だからそのところは書いてあっても、書いていなくても同じことなのです、事実。だから、小黑さん言っているのと私言っているのと同じこと言っているの、別に書いていないほうがましだと思いますよ、私は。書いていないのですから。担保ではないよと、それは言っている事項ですから。そのところだけは小黑議員さん理解しておかないと話がかみ合わなくなってくるので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 共生ビジョンの懇談会についてであります。共生ビジョンの懇談会につきましては、この協定終了後8月ぐらいをめどに、年内3回から4回ぐらいの懇談会を開催したいというふうに今事務局のほうでは予定しておりますし、中心市と各市町から委員さん、各市町で考える専門的な方を出していただきまして検討していきたいというふうにも考えております。

あと、部会等の資料もございましたけれども、砂川市は中心市という形になっておりますので、砂川市が積極的にその資料の作成等にもかかわっていきます。当然共生ビジョン懇談会が開催された後は、委員会等に報告はさせていただきたいというふうにも思っておりますし、情報についてはできるだけ早目に開示をしながらお示ししたいと思っておりますし、ビジョン懇談会で協議された内容等につきましては、ホームページ等で市民の方皆さんにすべからく見ていただけるような形はとらうとしておりますので、それらを見ていただきながら、例えば何か市民の方が意見がある場合については、私どもは中心市ですので、私どものほうに言っていただければ次回の会議には反映できると思っておりますし、構成する市町につきましては各委員さんにお話をさせていただきながら意見反映をしていければというふうにも考えているところでございます。特に今年度の共生ビジョンにつきましては、基本的には今年度の予算に計上されている事業費が対象になるという形になりますので、今年度についての新たな事業というのは実際的には非常に難しい部分もあろうかなと思っておりますけれども、将来的なあり方等も踏まえながら、広い視野の中で各委員さんには圏域の発展のためにお話をさせていただきたいというような形の中で会議のほうは持ちたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号から議案第11号までの一括総括質疑を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

総括質疑を続けます。

議案第1号及び議案第2号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算の中での都市計画費の公園管理費の中で、公園の維持管理に要する経費として修繕料200万円が提案されておりますので、このところをお伺いをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目として、先ほど提案説明の中でもお話があったようですけれども、砂川市公園施設長寿命化計画が平成25年度中、強いて言うと26年、ことしの3月にでき上がっているということと、平成27年から10年間これに基づいての修繕といったようなお話もありましたし、さらには今回修繕料ということで、遊具の応急的な対応が必要であるといったことからの提案の説明があったかというふうに思っております。そういったことから、まずは1点目に砂川市公園施設長寿命化計画が、先ほどお話したように3月で策定されておりますので、今回の補正予算との関連について改めて、確認も含めてお伺いをさせていただきたいと思っております。

2点目として、3月議会、これは平成26年度の当初予算の関連でありますけれども、このときにも公園の維持管理に要する経費として修繕料1,665万円が提案され、決まったわけでありますけれども、修繕料の内容について違いがあるというふうには考えておりますが、今回提案された修繕料についてなぜ当初予算に組み入れられなかったのか、どうして今定例会である6月議会での補正予算として提案をされたのか、この理由についてもお伺いをさせていただきます。

最後に、3点目でありますけれども、公園の遊具の修繕ということでもありますので、恐らくこれが主な内容なのかなと思っておりますが、遊具は常日ごろから管理、点検がされていると思っておりますが、今回修繕が必要とされた遊具の緊急度、優先順位というのはどのようにして決定をされているのかお伺いをしたいというふうに思います。

以上、1回目の総括質疑といたします。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 補正予算の公園の維持管理に要する経費として修繕料200万円の補正について3点ご質問がありましたので、ご答弁申し上げます。

初めに、砂川市公園施設長寿命化計画が本年3月に作成されておりますが、今回の補正予算とは関連があるのかのご質問ですが、平成25年度に策定いたしました砂川市公園施設長寿命化計画と今回の補正予算との関連については、砂川市公園施設長寿命化計画は公園施設の現状調査を行い、その結果をもとに修繕や更新を平成27年度から10力年で計画的に行うこととしており、施設ごとの現況調査では調査結果をA、B、C、Dの4段階

の健全度に分けて判定し、健全度が一番低いDランクは、重要な部材等に異常があり、大規模な修繕や更新、または破棄が必要な施設と位置づけされているところであり、この砂川市公園施設長寿命化計画では、事業実施を平成27年度からとしておりますが、調査結果でDランクと判定されたもののうち、公園遊具につきましては、早期に安全性の確保を図るために劣化や損傷している部品の交換等が必要と判断いたしましたので、応急的な対応を行うこととしたところであります。

次に、なぜ当初予算に組み入れられなかったかについては、砂川市公園施設長寿命化計画は、平成25年7月18日から平成26年3月19日の期間で委託いたしました、この計画の対象の2,049施設の健全度の調査結果がまとまったのが12月であり、現地確認ができなかったことから、雪解け後の公園パトロールで応急的な修繕が必要かの判断をしたことと、当初予算の1,665万円は毎年経常的に必要と考えられる防護柵、水道施設、外灯、排水、遊具、その他の施設の修理、樹木の剪定、パークゴルフ場の修繕等の予算であることから、今回の修繕料については6月議会での補正予算となったところであります。

次に、今回修繕が必要とされた遊具の緊急度、優先順位などの決定については、砂川市公園施設長寿命化計画ではこれまで当市が行ってきた日常的な維持管理、点検に加え、施設の劣化や損傷を未然に防ぐことを目的とした調査をしているところから、より厳しい判定結果となったところであります。今回修繕するものは、公園施設の現状調査結果でDランクに位置づけられた公園遊具であり、子供たちが利用するブランコ、滑り台、鉄棒、シーソーなどでもあることから、雪解け後の公園パトロールの結果とあわせ、安全性の確保から劣化や損傷している部品の交換等を行い、応急的な修繕を行うことが必要と判断したところであります。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、3点ほど質疑をさせていただいて、今ほど答弁をいただきました。今ほどの答弁を聞いた中である程度理解をさせていただいたところであります。まさに今回3月に策定された公園施設長寿命化計画、これ修繕計画、これに基づいた部分で今回補正予算が組まれているのだらうなというふうに思っております。

そういった中で、それぞれ危険度というのでしょうか、安全度というのでしょうか、A、B、C、Dのランクが長寿命化計画の中では示されているといったことで、今回は恐らく緊急的に必要である、ある部分では優先的に本当にここは先におこななければいけないのだらうなといったことの答弁なのかなというふうに私も理解をさせていただいたところであります。そういったところで、応急的な対応ということで部品の交換というようなお話もさせていただいたのですけれども、そうすると平成27年度からはこの長寿命化計画、修繕計画、中ちょっと私も見させていただいておりますけれども、いろいろな関係が細かく、いつごろからどのような形といったことが書かれておりますけれども、であれば今回



の補正予算を通した後、今の緊急度、緊急的に、応急的にされるであろう箇所も含めて本格的な修繕というのが今後なされていくのかどうか、これを最後に聞かせていただきたいなというふうに思っています。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 平成27年度から10カ年の計画で改築、修繕を行ってまいります。その中では、大規模な修繕ですとか、それから改築ということを考えてございまして、今回の修繕というのはそれまでの間の応急的な、部分的な修繕ということで考えてございますので、27年度以降計画に沿って改築、修繕行ってまいります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、議案第1号、一般会計補正予算のまちづくり推進費の地域公共交通の検討に要する経費についてお伺いをいたします。

今回618万5,000円の予算が補正されているのですけれども、地域公共交通については、これまでの予定ではことしの秋ぐらいには本格運用という予定であったと思うのですけれども、今回の予算の提案は、先ほどの提案説明でいきますともう一度実証実験を行う、実証調査というのですか、を行うための予算ということになってはいますが、まずはなぜ今回もう一回実証調査をしなければならなかったのか、本格運用に至らなかった理由というのを伺いをいたします。もう一度実証調査が行われるということなのですか、どのような内容なのか伺いをいたします。

そして、予算書を見ますと、今回の618万5,000円は全て一般財源のようですが、通常、公共交通については国の補助がついていたのではないかと思います。今回は国の補助がないのはどういう理由なのか伺いをいたします。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 地域公共交通会議の負担金について3点ほど質問がございましたので、順次ご答弁を申し上げたいと存じます。

1点目の予定でありました本格運行に至らなかった理由についてであります。実証調査運行を行いました2カ月間での利用が低調であり、特に利便性がよいとされておりました乗り合いタクシーの利用でも1日1名以下、コミュニティバスでは半分以上が空車での運行となったところがあります。ニーズ調査では利用に積極的な意見も多い中、利用に結びつかず、市民の移動手段がまだ自家用車中心であることが見受けられたところでもあります。また、利用方法がわかりづらいなどの意見もありましたので、それらの部分を改善しながら、実証調査運行を引き続き実施し、多くの方に利用いただき、また意見などもいただき、今後の本格導入に向けた検討を引き続き実施するものであります。

続きまして、2点目の今年度実施をいたします実証調査運行の具体的な内容についてであります。今年度の実証調査運行は、期間を秋以降に連続する4カ月間で、市内を4区域

に分けてそれぞれ予約型乗り合いタクシーを運行するものとしております。予定しております運行の方法は、1日6往復運行とし、自宅から乗車し、停留所はまちなかの公共施設や大型商業施設、国道上の高速バス停を予定しております。また、利用しづらいとされました前日までの予約を当日の予約とするなど、予約方法の変更や運行時刻などについて交通事業者と打ち合わせを行い、公共交通会議において決定をしていく予定であります。

3点目の今年度の実証調査に係る財源についてご答弁を申し上げます。公共交通の導入に対する国の補助金は、平成25年度は国土交通省の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業として800万円の補助を公共交通会議が受け、各種調査事業を実施してまいりました。この補助金は、調査事業については1度限りとして定額の補助があり、その後の本格運行に対しては一定の条件のもと上限があるものの、予測収支差の2分の1が補助される事業となっております。今回の補正における今年度の実証調査運行事業の財源につきましては国庫補助の対象事業には該当しないことから、過疎対策事業債の過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業を予定しているところであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 このたび本格運行がされないで、もう一度実証調査をしなければならないというようなご答弁だったのですけれども、その最大の理由は利用が少なかったというお話がありました。その利用がふえるような努力をどこまでされたのかなというのは実はいろいろ疑問があるところでありまして、そもそも昨年9月、ことしの2月という形で実証調査をしてきたのですけれども、それぞれ1カ月でした。その1カ月で実証調査になったのかどうかということだと思っております。しかも、地域でのもちろん要望があったことなのですけれども、市内を2区域に分けて、丸々乗り合いタクシーと、それからコミュニティバスをひっくり返してやったということになるわけで、それぞれの地域で体験したのは1カ月1回だけだったということになるわけです。これではなかなか周知をされづらく、本当に何人もの声が私のところに届いているのですけれども、これで終わってしまうのだろうかとか、十分な周知がどこまでされた実証調査だったのかなというのは甚だ疑問に感じるところです。特に2回目の2月なんかでも最初はバスだけ走っている。バスと云って大型のジャンボですけれども、何の車かわからない状態が何日間か続いていましたよね。だんだん、だんだん磁石でとめるような形で大きな、例えばコミュニティバスというような表示もなされるようになったのですけれども、どうもそれぞれの2回の実証調査がやっと知られるようになったところになったらやめてしまったというふうに私は思っているのです。そういう意味ではもう一回実証調査はいいのですよ。ただ、先ほどのお話でいくと、今回の予算に伴う実証調査は乗り合いタクシーのみのようなのです。ここが何でこういうふうになるのかというのが私にはわからないのです。

利用率が少なかったという2回の、その乗り合いタクシーあるいはコミュニティバスの調査をまとめているものは砂川市のホームページにはあるのですけれども、自分なりにそ

それをさらにまとめてみると、少なくともコミュニティバスのほうがはるかに2回目のほうが利用が高かったはずです。乗り合いタクシーというのは、本当に両地域とも1日1人にもならないような状況です。コミュニティバスのほうは、9月の実験では1日3.74人だったところが1日10人になったり、15人になったり、つまり3倍、5倍に広がっていているのです。つまりコミュニティバスのほうが利用しやすいという結果だと、数少ない調査の内容でもそれははっきりわかるなというふうに私は思うのです。

ところが、これ委員会にもほとんど報告されていないと思うのですが、相当交通会議の中では今回の実証実験が具体的な内容となっていて、そこで出てきていることは、これまでコミュニティバスと乗り合いタクシーをやってきたのだけれども、今後の高齢化の進行及び持続可能な公共交通を考えた場合は乗り合いタクシーが最適と考えられると。もう乗り合いタクシーに決めたような言い方がされているのです。これは、何でこういうふうになっているのかなと。もう一回コミュニティバスと乗り合いタクシーを3カ月なら3カ月やるというのなら話わかります。ところが、この公共交通会議の中ではこういうふうに乗り合いタクシー一本でいくというふうに決定をされて今回予算になっているのです。このことは、委員会そのものにも報告がなかったはずだと思うのです。

もう一つは、これまで市民に向けてパブリックコメントをされていました。先ほど市長の行政報告の中で、これに関してのパブリックコメントは全くなかったというお話でした。このパブリックコメントというのも本当にわかりづらいと思うのです。特にこの公共交通に関して言えば、高齢者が非常に興味を感じているところです。この人たちに向かってパブリックコメントと言われたって、まずわかる人はいないだろうと思うのです。つまり市民の意見を聞きたいということですよ、このパブリックコメントというのは。括弧で例えば市民の意見を聞きますぐらい書いてあげたっていいわけなのに、単純に広報に載ったのはパブリックコメント。もっとすごいのは、ホームページを見ると、パブリックコメントをやっているからパブリックコメントがあるのだろうと思ってホームページあけてみたら、ある時期になったらどこにもないのですよ、このホームページの1ページ目に。係に聞いたら、最新のところに載っているの、更新がどんどん繰り返されると下に行ってしまう、全記事を見てみないとわからないのです。ちょっとこれ市民の意見を聞こうとする内容としては、やっぱりいつでもパブリックコメントを求めているのだということをはっきりわかるような方法をぜひされるべきだろうと思うのです。ゼロだった理由というのがもしそこら辺にあるのだとすれば、これは行政としてやはりもっともっと市民の意見を、特に今後重要な施策になると思いますので、やるべきだろうなというふうにまずそこは思っているのですけれども。

この会議が開かれて、乗り合いタクシーが最適だと委員さんに話をして、今回実証実験に至ったのが、というか、この話がされたのが4月のたしか25日なのです。このときに、副市長が会長なのですけれども、会長が話をしているのです、こういうふうに。ところが、

パブリックコメントは、5月の1日から5月の20日までパブリックコメントを求めているのです。このパブリックコメントを求めている内容はどのような内容かといったら、誰が見たって乗り合いタクシーとコミュニティバスを両方やっていきたいという思いの中で皆さんに意見を求めている内容です。ところが、20日前の4月の25日にもう既に今後は乗り合いタクシーが最適だと考えているという内容をこの公共交通会議で出しているのです。それがあわせてこの予算になっているのです。これはちょっとひど過ぎませんか。この辺の前後のことをお伺いをします。はっきり言えば、市民は一体どこにいるのだろうかという私は最終的な結果になると思うのです、この日時を追っていくときに。市民は、乗り合いタクシーとコミュニティバスを考えたときにやっぱりコミュニティバスと思っているのだと思うのです。その思いというのはほとんど通じないうちに、公共交通会議という中には市民の代表である方々もいらっしゃるの、市民の声を十分反映させて聞いているのだということを言われれば確かにそうなのかもしれないと思いますが、ただ本当にこれでよかったのかというふうに思います。もう一回言いますが、パブリックコメントを求めている間に次の結論を出してしまっているというこの流れ方です。ここのところは、これから一体どうしていこうとするのかなというふうに私は思っているのです。まず、そこを2回目ですけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） まず、パブコメの関係ですけれども、この公共交通会議の中では生活交通ネットワーク計画というのを25年度に策定しなければならない状況でありました。これは、3年間の計画ですけれども、毎年見直ししながらスライドしていく計画なのですが、今パブリックコメントしたのは、25年度の3月末のほうにも公共交通会議をやりまして、25年度の交通計画については事業をやめるか、継続するか、あるいは引き続きやるとすればコミバスでいくのか、タクシーでいくのか、あるいは再度試験というか、実証実験をしながら進めるのかという判断を25年度末に出して、それを5月の1日からでしたでしょうか、パブリックコメントにかけたものでありまして、今後乗り合いタクシーにするか、バスにするかということではなくて、ネットワーク計画が25年度末でこういう方向を出しました、意見ありますかというところでの区切りのものであります。4月に入って26年度の第1回目の交通会議では、引き続き検討ということが25年度末に出ましたから、どういう方法でやりますかということ協議として上げて進めてきた結果、今乗り合いタクシーを進めたいということで方向がまとまったところでありす。

それで、今ほど議員さんのほうから、なぜバスのほうが利用されていたのにバスもしないのだということでもありますけれども、昨年9月とことし2月とでバスの利用は691人、乗り合いタクシーは53人で744人という方に利用していただきました。そのコミバスの中でも半分ぐらいは空気を運んでいたという状況でありますけれども、その利用実態を

見ますと女性が74%であります。その内訳で75歳以上の方が45%、65歳から74歳の方が24%と約70%の方が高齢者の利用であると。そこで、コミバスの利用、あるいは乗り合いタクシーの利用ということを考えましたけれども、その中でもアンケートをとっております。コミバス回しても停留所まで遠い、あるいは乗りたい時間がない、あるいはさらには荷物を持ったりなんだりすると重いとかといういろんなご意見があります。利用実態を見たときにやはり高齢の方々が利用されているのが70%いる。これは、やがてコミバスから違う手段になっていかないと、もっとバス停まで行けない、自宅から行けないというようなことになり得るだろうというようなことから、やはりそれであればドア・ツー・ドア、一番安全である乗り合いタクシーを将来を見通して実験していったほうがいいだろうと。それも短期間というご批判ありましたから、冬場にかけて4カ月ほどいろいろ体験してもらおうと。そのためにはいろいろ町内会にも入り、老人クラブにも入り、これは説明をもっとしてまいりますけれども、先を見通してそういった形のものを導入していくべきでないかということで方向としては出たところであります。

いろんなご意見ございますが、これは民業も圧迫してはいけない部分もあります。限られた時間帯しか走らないというような部分もございますけれども、744人の方、実際にそういう交通弱者の方がおられるということですから、何らかの形の移動手段の確保ということを考えながらいかなければならないだろうということで、タクシーということでありますけれども、そういった形で実験をしていきたいということで方向決めをして、実験に入っていくところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 実は、ホームページの中にはいろいろ今回行われる実証調査の細かい内容が書かれているのです。ただ、余り細かい内容まで聞いていくと、また総括ではないということになるかもしれないのですけれども、乗り合いタクシーについてもどうやら1回300円に下げていこうというような試みもあるように思うのですけれども、ただやはり圧倒的に、乗っている実績も含めてですけれども、乗り合いタクシーよりもコミュニティバスを求める方が多いと思います。しかも、コミュニティバスでも自由な乗降区間というところを結構団地等では設けてもらえたので、かなりその場で手を上げてコミュニティバスがとまってもらえるということはあったと思うのです。実は、運転手さんにもいろいろお話を聞いているのですけれども、仮に途中でコミュニティバス来た、手上げて、とまろうとって本当に大変かという、運転する側としてはそれほどでもないようです。つまりそこでとまっても、バス停とバス停との間の時間を少し長くともってもらえれば、ここでちょうど手を上げてもらっても大丈夫ということは私はあるような気がするのです。

何で乗り合いタクシーが人気がないのかといたら、まずは値段の問題がそうだったでしょう。前は500円でしたから。近いところだったら、夫婦で行ったら1,000円かかってしまうからというようなこともありました。コミュニティバスは200円でした。

今回がもう一度コミュニティバスと、それから乗り合いタクシーをあわせて実証実験をするというのなら話がわかるのです。つまり乗り合いタクシーの料金を下げた、そして期間を長くした、コミュニティバスも一緒にやった、だけれども値段下げた分乗り合いタクシーがふえたというのだったらまた違う結果がわかってくるというふうに思うのですけれども、もう何やら今後の砂川市の公共交通機関は乗り合いタクシーに決定したようなこの実証実験なのです。乗り合いタクシーとコミュニティバスとは経費がそんなに違うものなのかどうかということをお伺いしたいのが次の質問なのですけれども、それで今後なのですけれども、今回のこの予算に伴った実証実験は乗り合いタクシーしかしませんので、これということは砂川市は公共交通機関を今後もうやめるのか、あるいはやるとしたら乗り合いタクシーしかやらないということの方向性なのかどうなのか、ここを最後にお伺いします。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 まず、経費のお話がありましたけれども、今4カ月間でセダン型の乗り合いタクシーということで試算をしているところでありますけれども、約560万ぐらいです。これをセダンでなくてジャンボタクシーを活用した場合に約800万円ぐらい、それからコミュニティバスを同じ4カ月間運行した場合たしか約3,500万ぐらいだったと思います。

乗り合いタクシーについては、予約型でありますから、前回の実験のときには前の日に予約、変更というような面倒な手続があって、なかなか高齢の方には受け入れられなかったというようなお話も聞いております。今回は当日の1時間程度ぐらい前までは可能というような、なるべく使いやすいような形態を考えているところであります。

今後乗り合いタクシーしか考えないのかということでございますけれども、これは実験をまた踏まえながらいかなければならないのですけれども、基本的には先ほどお話ししたとおり、やがて今やってもバス停まで行けない、自由乗車区間で手を上げればとまるという仕組みになっていますけれども、それでは冬の場合にどんな天候でも大丈夫かといったら大丈夫でもない。やはり玄関から玄関という部分が一番安全、安心であろうというふうに考えておりますから、今の交通会議のほうでは決定はしておりませんが、やはり将来的な部分も考えると乗り合いタクシーのほうになるのではなかろうかという私の考えであります。

何か答弁漏れございますか。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1及び議案第2号の一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております12議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時36分